

(様式第2号)

会 議 録

令和3年3月25日作成

会 議 の 名 称	第2回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和2年12月11日(金) 午後1時30分から午後3時11分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	2名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		



第 2 回 島 本 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 日 時 令和 2 年 1 2 月 1 1 日 (金) 午後 1 時 3 0 分 ~ 午後 3 時 1 1 分

2. 場 所 島本町役場 3 階 委員会室

3. 議事日程

【報告】

- ① 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
- ② 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
- ③ 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
- ④ 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
- ⑤ 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出書について
- ⑥ 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出書について
- ⑦ 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書について

【審議】

- ① 農地パトロール（利用状況調査）の結果について
- ② 生産緑地地区の指定に係る意見照会について
- ③ 島本町農業経営基盤強化促進基本構想に基づく農用地利用集積計画について

4. 出席者

(委 員)

会長	大西 義雄	会長代理	西田 尚弘	委員	井上 謙一
委員	小川 良子	委員	柏原 縁	委員	北畑 春雄
委員	木村 修	委員	清水 正純	委員	下村 清次
委員	高山 一郎	委員	田中 幸造	委員	中村 清司
委員	藤原 弘	委員	好本 勲		

(事務局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	課長	馬場田 耕平
担当	大森 隆雄				

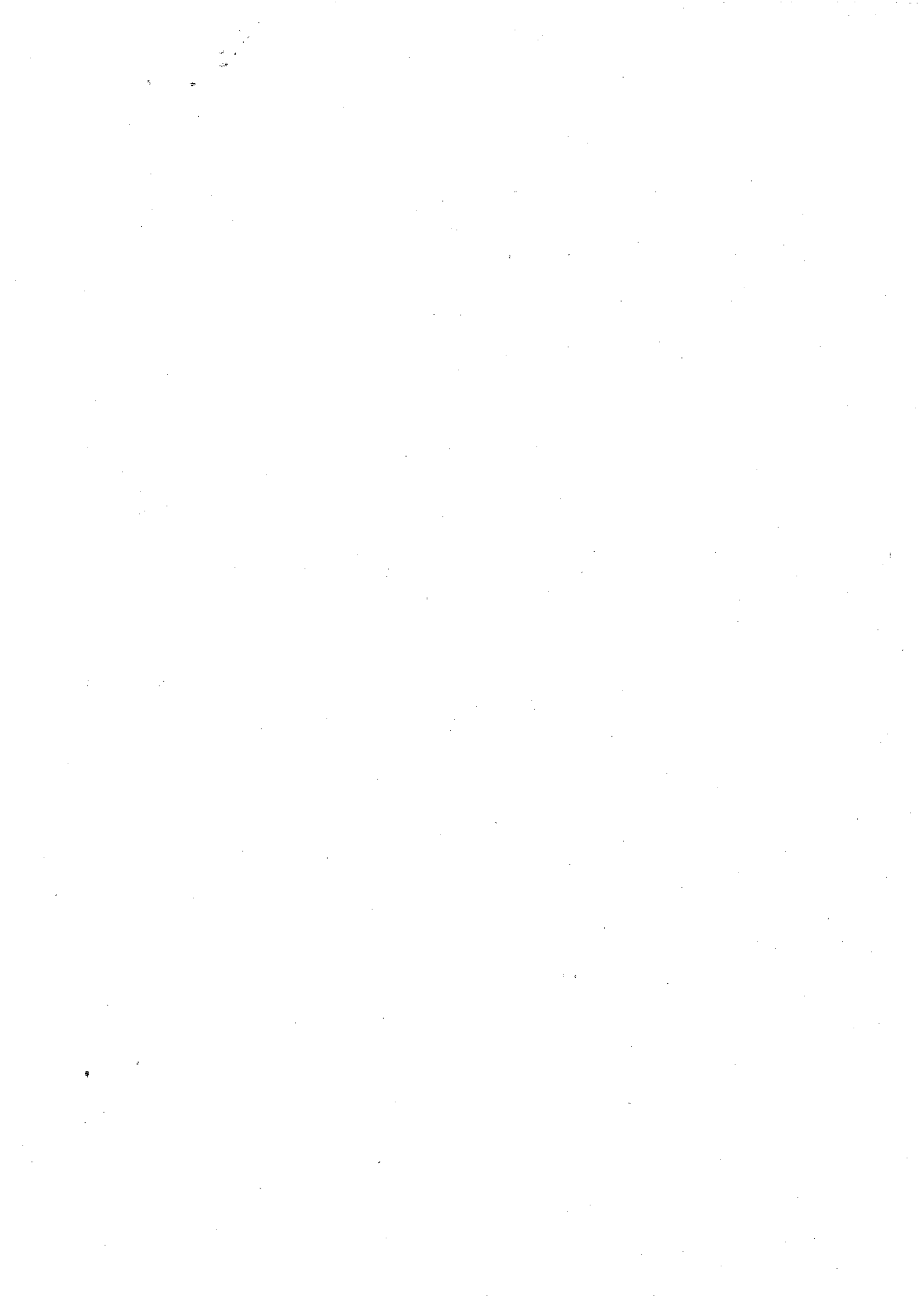
5. 欠席者 1名

6. 傍聴人 2名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員 小川 良子

署名委員 木村 修



<p>事務局</p>	<p>皆様、こんにちは。それでは定刻となりましたので、ただいまから第2回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。本日の司会を担当させていただきます事務局の馬場田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日は、大阪府コロナ警戒基準レッドステージが発表されるさなかということもあり、なるべく時間を短縮しながら、会議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、スムーズな議事の進行のご協力のほう、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の案件でございますが、報告案件といたしまして、「農地法第3条の3、第1項の規定による届出書について」が4件、「農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について」が2件、「農地法第5条第1項第6号の規定による届出書について」が1件、審議案件といたしまして「農地パトロール（利用状況調査）の結果について」と「生産緑地地区の指定に係る意見照会について」及び審議案件が、「島本町農業経営基盤強化促進法基本構想に基づく農用地利用集積計画について」の合計3件となっております。</p> <p>本日お配りしている資料についてでございますが、お手元にお配りしている地図ですけれども、これ申し訳ございません。200ページですね。あらかじめ郵送させていただいていた資料の200ページなんですけれども、その一部がちょっと正確ではないというご指摘を受けたので、今回差し替えということで、この200ページの地図を、今日お手元に配らせていただいた資料に差し替えのほうを、すいませんがよろしくお願いいたします。</p> <p>後、11月11日産経新聞第7面に掲載されていた、摂津市の農地に産業廃棄物が廃棄されていた事件で、犯人が逮捕されたという事案がございましたので、参考までにお配りをしております。ただこれ、新聞が著作権の関係で、コピーができないということもありまして、その概要についてちょっと抜き出した形で、皆様にお配りさせていただいております。</p> <p>そのほか、事前に郵送させていただいております資料につきましては、本日お持ちいただいておりますでしょうか。大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、大西会長よりご挨拶をいただきます。大西会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>皆さん、こんにちは。コロナ禍の中、ご出席いただきましてありがとうございます。先ほども言われていましたように、大阪府のほうで、基準が</p>

	<p>赤信号ということになっております。十分皆様方のほうには注意をさせていただきたいと思っております。</p> <p>コロナは、農業生産のほうにも、4月5月が非常事態宣言が出ましたので、学校とか一部のいろんなところが休業しましたので、それで農産物の供給が上がって、需要が足らんということで、非常に値段が下がったということがございました。</p> <p>で、ここへきて、Go To Eat等々やっていますが、台風が来なかったせいで、これはよかったですけども、農産物、野菜がよくできて、これがまあ豊作になりまして、で、供給のほうが上回ってしまうということで、今かなり暴落しているというふうに聞いています。なかなか皆さん大変だというふうに聞いております。まあ島本の場合は、専業農家という方が非常に少ないですが、心配されるのが、これで兼業農家等々が、農業の意欲をなくしてしまうと。後継者がますますいなくなってしまう。そういうことにならないようにということを願っています。ということでございます。</p> <p>いろいろと申し上げたらあるんですけども、今日はたくさんの案件がございますので、特に報告事項が多いですので、さっき地図を替えていただいたところでございます。スムーズにやっていきたいと思っております。どうぞよろしくご協力のほどお願いいたしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>大西会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続き、島本町農業委員会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いします。</p> <p>それでは大西会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案に入る前に、委員の出席状況について報告いたします。委員14名中、出席委員が13名、欠席委員が1名であり、島本町農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことを、ご報告を申し上げます。</p> <p>次に、本日の署名委員を、指名させていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、小川委員、木村委員、お願いいたします。</p> <p>次に、本日傍聴者はありますか。</p>
事務局	<p>傍聴者のほうは2名おられます。</p>
議長	<p>議案に入らせていただく前に、委員会の傍聴の申し出がございますが、</p>

委員	傍聴することによろしいでしょうか。
議長	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議がないようでございますので、傍聴を認め、入室について許可いたします。</p> <p>(傍聴者入室)</p>
事務局	<p>それでは議案に入ります。報告案件は7件ございますが、届出案件について、一括して事務局から説明を願います。</p> <p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>本日の報告案件は多数ございますが、会議時間短縮のため、概要のみのご説明とさせていただきます、地区の担当委員の皆様からの補足説明も省略させていただきますと思います。</p> <p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>農地法第3条の3、第1項の規定による届出で、相続により権利を取得した案件として、3件ご報告させていただきます。</p> <p>まず、1件目でございます。本件は、広瀬1丁目の1筆の農地について相続があり、所有権が移転された旨の届出でございます。</p> <p>続きまして、7ページをお開きください。</p> <p>本件は、桜井4丁目の3筆の農地について相続があり、所有権が移転された旨の届出でございます。</p> <p>続きまして、25ページをお開きください。</p> <p>大変申し訳ないですが、概要のみの説明とさせていただきます。</p> <p>続きまして25ページでございます。</p> <p>本件は、江川1丁目の1筆の農地について、会社分割により、所有権が移転された旨の届出でございます。</p> <p>続きまして、29ページをお開きください。</p> <p>本件は、東大寺4丁目の4筆の農地について相続があり、所有権が移転された旨の届出でございます。</p> <p>以上が、農地法第3条の3、第1項の規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、43ページをお開きください。ここからは、農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分のものとして他の目的に転用するもので、案件としては2件ご報告をさせていただくものでございます。</p>

1件目につきましては、本件は桜井3丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものでございます。長屋住宅1棟に転用する予定となっております。

続きまして、58ページをお開きください。

本件は、広瀬1丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は水路の泥上げ場の用地となっており、転用後島本町へ譲渡されるものでございます。

以上が、農地法第4条第1項第7号の規定による届出となっております。

続きまして、68ページをお開きください。ここからは、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分以外のものとして、他の目的に転用するものとして、出されたものとなっております。案件としては1件のご報告とさせていただきますのでございます。

本件は、桜井4丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものでございます。

なお、当該地は換地されることとなっておりますため、今の場所がそのまま宅地になるのではなく、換地計画によって土地利用が変わります。当該地は、区画整理の事業計画で、農住ゾーンに位置づけられておりますので、今後農地となることも十分可能性としてあるものでございます。

以上、各報告案件について、ご説明をさせていただきました。

なお、各案件について、委員の皆様から事前にご質問は、今のところ聞いてはいない状況でございます。

簡単ではございますが、事務局からのご報告は以上でございます。

議 長

ただいま、事務局のほうから報告事項、1番から7番までですね。案件について、説明がありました案件でございますが、届出ということで、審議いたしません、初めての委員会で、初めて委員される方もおられると思いますので、あらかじめ勉強してこられた中で、分からないことについて、聞いていただければ結構だと思いますので。

まず報告事項の1件目で何かありますか。よろしいか。

2件目。7ページ、2件目は。相続です。特に問題ないとあります。

それから3件目。よろしいですか。

それから4件目、29ページですね。これも相続です。

それから5件目。6件目ですね。

最後、7件目でございます。農地法第5条第1項。住宅用地に転用する。これは今、桜井でやられている区画整理事業のところでございます。市街化区域に先になっていきますから、審議事項にあたりません。

どうぞ。

委員	報告事項のこの5件目です。
議長	何件目。
委員	<p>5、43ページ。一応この土地というのは、もう以前から雑種地ということで、一応管理されていましたが、草ぼうぼうで、草の刈り取りも、依頼しとった土地なのですけども、今回、要はマンションを建てられて、そこでマンションを経営するというか、そういう形で転用されたものと聞いておりますので、ご承知ください。</p>
議長	<p>補足説明ね。はい、 この長屋住宅、マンションの。 総合的に何かございませんか。この届出事項について。よろしいですか。それで市街化区域だけの農地ということで、届出が出とるのですけども。 特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたしまして、報告を受けたものといたします。 それでは、報告案件の議事が終了いたしましたので、審議案件に入ります。事務局から審議案件の説明、願います。</p>
事務局	<p>それでは、審議案件の①「農地パトロール（利用状況調査）の結果について」を、資料に添ってご説明のほうさせていただきます。 86ページをお開きください。 11月18日から26日にかけて、各地区で農地パトロールを実施いたしました。また、昨年度に遊休農地として指定された農地は、尺代の1筆、合計面積は■■■■㎡となっております。 87ページから91ページまでが、農地パトロール実施日の写真となっております。この写真ですけど、本来日付順とか、地区順にすればよかったですけど、すいません。尺代地区から順に大沢、広瀬、東大寺、高浜という順番で、写真のほうつけさせていただいております。 それでは87ページをお開きください。 尺代の写真となっておりますが、上の写真が、ここ数年ずっと遊休農地として指定されている箇所となっております。当該農地につきましては、依然として草木が生い茂っている状況でございました。当該農地につきまして、引き続き遊休農地として指定するかどうかについて、後ほどご審議のほう、よろしくお願ひしたいと思います。 そのほか、私が見て回った地区で申しますと、高浜地域においては、高</p>

	<p>浜地域、すいません。91ページです。91ページの高浜地域におきましては、現在本町でも一番農地の多い地区となっていることから、一団のまとまりとして農地がよく管理されているという印象を受けました。</p> <p>91ページの下段の奥の1筆。ちょっとこれ分りにくいんですけど、マンションのちょっと下ぐらいにある農地なんですけれども、あまり営農されていないというご意見があり、現地のほう確認をさせていただきましたが、見て分かるとおり、草刈りもされていることから、遊休農地として指定するほどでもないものというふうに、事務局としては考えております。</p> <p>続きまして、広瀬地域のほうを見させていただきまして、写真で言いますと89ページになります。広瀬地域におきましても、市街化農地として、よく管理されているという印象を受けました。また遊休農地に指定すべきものというものは、現地を確認する中でもなかったのかなというふうに、事務局としても考えております。</p> <p>ただ、今年度はウンカという虫の被害が非常に多いというご意見がありまして、せっかく育てた稲を、多くやられてしまったというご意見のほうを、現場を見る中でいただいたということでございます。</p> <p>その他の地域につきましても、新たに遊休農地に指定するような農地はないという報告を、今のところは伺っております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、今事務局のほうから説明がありました案件について、各地区の農業委員さんから補足説明をお願いしたいと思っております。この資料の順番にいきまして、11月18日、大沢地区をされましたので、藤原委員からお願いいたします。大沢の現状について、お願いいたします。</p>
委 員	<p>11月18日に、大沢地区の農地パトロールをやりましたけど、まあ去年同様変わりがないということで、遊休農地もございませんでした。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、尺代の補足説明を、私のほうからさせていただきます。</p> <p>先ほど事務局から1件、昨年度から遊休農地ということで、指定いたしました件があるんですけども、この場所は、もと尺代に住んでおられたんですけど、今はもう尺代に居住されていないという方で、いろいろ本人さんからお話を聞くと、一つはまあ後継者がいないということ。それから家から離れているということ。それからなぜこういうことになったかという</p>

と、戦後、いわゆる減反政策いう、お米が余って非常に困った時期があるということで、作るなどという指導があったときに、その頃また逆に山に植林をせよってということでね、植林政策があったと。そのときにこの畑に、杉やらヒノキのいわゆる植林の苗を植えたといったところから、こういう状態になってきたということをおっしゃっていました。

で、とりあえず数年前に、その杉とかヒノキというのは周りに日陰を作るということで、全部伐採したのですけども、その後が、雑草がはびこってきているといった状態でございまして、そういう経過であるので、本人さんは、これをどうのこうのすることはないと。貸すことも嫌やし、売ること嫌やし、自分がすることも嫌やということですが、周りの畑の人が邪魔な部分だけをやっておられると。草刈りをされているといったのが現状でございまして、また相続されて、所有者が代わってきて、その人がまた考えが変わってくるのかなと思いますが、それ以上のことは、いろいろと過去のことがありますんで、難しいなど。農業委員会としても、難しい状況であるという判断をしております。

それから尺代地区のほうは、非常に棚田になっていまして、畑には向いているのですけども、水田には非常に手間が要ることから、今もうほとんどが若山台を中心としたファミリー農園で、農地を守っているといったことでございまして、その制度ができなかったら、全てこういう状態になるのではないかというふうに考えていまして、これからこういうふうに農地を守るとしたら、所有者だけで守るんじゃない。みんなで守るといふ、そういうことを考えていかないといかんのではないかというふうに、私は考えます。

以上が尺代地区の現状でございます。

それでは続きまして、広瀬地区を代表して、中村委員から報告していただけますか。

委員

11月24日に、パトロールさせてもうたところ、今のところは異常ないと思います。

ほんでまた一緒に生産緑地の届のとも、一応回らせて、現地確認をさせていただきました。

以上です。

議長

ありがとうございます。

引き続きまして、山崎地区の木村委員、お願いします。

委員

一番最終の11月26日にパトロールにまいりました。昨年と変わらずということで、特別遊休農地に指定いただくところはないと。

議 長	<p>ありがとうございます。 引き続きまして、東大寺地区の井上委員、お願いいたします。</p>
委 員	<p>25日に、昨年と同様の土地を4カ所、パトロールに行きまして、現状は、一応草刈りも整備されておりましたので、何ら問題ないと思います。 そのうちの2カ所が、近々に開発がかかっているようでして、農地は残らないかなと思います。 以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 それでは高浜地区を代表して、西田委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>高浜の農地パトロールを、報告いたします。 11月20日に、委員3名と事務局1名で、農地パトロールを行いました。先ほど事務局のほうからご説明がありましたけど、91ページの写真の上の段ですね。こちらは貸農園になりまして、貸農園の方もきれいに整備をされております。 農地としまして、農地パトロールで確認しましたのが、生産緑地のところが2カ所、確認をしまして、問題なく維持管理をされております。 先ほど事務局からありました下の、91ページの下の写真の中央の緑色の部分なのですが、農地パトロールのときは確認して、草刈りとか維持管理をされておるといふことで、一応終了したのですが、私のほうで先週の後半にもう一度現地をほうを見に行きまして、細かく見させてもらいますと、畝は作ってありまして、畝の後に草が生えてきています。田の一部には、イモが植えてあるという状況も確認ができましたので。 で、昨年パトロールも同じ場所をパトロールしまして、昨年と比べてみると、もう草のたけが断然低いというか、去年に比べてはるかに低い草でしたので、維持管理というのは年に何回かちゃんとされているような感じを受けました。 以上、高浜です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 それでは各地区の報告が終わりましたので、本件について、ご意見ご質問がありましたらお受けいたします。 特に新たに遊休農地として指定すべき農地があるかどうかや、現在の遊休農地として指定されている尺代地区の1筆について、引き続き指定するかどうかについて、ご意見ありましたらお受けしたいと思いますが、いか</p>

	<p>がですか。</p> <p>■委員。</p>
委員	<p>桜井地域ですけども、今現在開発がかかりまして、約8割強の田んぼが、今もう埋め立てられて、宅地の状態になりつつあります。</p> <p>後、桜井地区で残っているというたら、この桜井の踏切と、役場に行く細い道の横の、その一部やと思うんですけども、あれぐらいで、どういふんかな。農業委員としての、桜井の、その担当の面積というのが、あれをどっかに移すとか、そういうことは考えてられますか。</p>
議長	<p>ちょっとこれは案件とずれていますけども、まあちょっと答えられることがあったら。</p>
委員	<p>ちょっと私からは。少なくなったからね。前が非常に多かったから、この状態ですけど。</p>
事務局	<p>事務局のほうからちょっと、桜井地域が開発によって、農地が減少していく中で、このまま農業委員として、1地区と担当してどうかというご意見かなと思います。</p> <p>ただ、西側の開発が進んでいく中でも、農住ゾーンというのが確保されるというふうに、確実に確保されるということもあるので、その辺でその桜井地域の農業委員が、完全になくなってしまふっていうことは、事務局としては、現状では思っていないところでございます。</p> <p>で、引き続き今農業委員として、桜井地域の農地の保全というものに携わっていただければというふうには、今のところは考えておりますので、農住ゾーンという形で、残る部分等を、今後の保全というところで、しっかり農業委員としての役割を果たしていただけたらいいかなというふうには考えているところです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>ほかにもございませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。それでは質疑を終結いたしまして、採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>現在報告されている尺代の遊休地の農地、1筆については、前年から引き続き遊休農地と指定することについて、異議ございませんか。新たに遊休農地として指定すべきものがあれば、当該農地についても、入れとるの</p>

	<p>ですけれども、今回ございませんですね。</p> <p>ないようでしたら、尺代のその、先ほど私が説明しました1筆について、遊休農地として指定すると、島本町として。そういうことで、異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしということを確認しまして、採決いたします。</p> <p>それでは、農地パトロールの結果について、以前から指定されている尺代の1筆を、引き続き遊休農地とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>(賛成者挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成により、現在指定されている尺代の1筆を、継続して遊休農地とすることにいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは次の審議に入ります。「生産緑地地区の指定に係る意見照会について」、事務局から説明してください。</p> <p>それでは、審議案件の「生産緑地地区の指定に係る意見照会について」のご説明をさせていただきます。93ページをお開きください。93ページでございます。</p> <p>生産緑地地区の指定につきましては、都市計画課において、令和2年10月1日から10月30日まで申請の受付が行われ、今回7件の申請がございました。93ページの文書は、この7件の農地について、農業委員会による現地確認と、農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>この文書に基づき、11月24日から11月26日の間に、計7名の農業委員と、都市計画課、農業委員会事務局で、現地確認を実施いたしました。</p> <p>本議案は、現地確認の結果のもと、7件の農地について、農業委員会として、生産緑地の指定に適しているか否かの意見をお伺いするものでございます。</p> <p>審議方法でございますが、各委員に現地確認を行っていただいたものについて、事務局が説明を行った後、各委員に結果を報告していただいた上で質疑応答を行い、指定に適しているか否かの採決をしていただきたいと思いますというふうに考えております。</p> <p>まず下村委員が現地確認された1件から審議を行い、その後、同様の流</p>

	<p>れで、田中委員、中村委員、下村委員、井上委員、木村委員、最後にまた井上委員の順でご審議いただくというふうに考えており、全7件の賛否が決定した後、島本町への回答の文書の内容について、再度ご審議をしていただきたいというふうに考えております。</p> <p>それでは、早速1件目の申請に入ります。議案書94ページをご覧ください。このページが申請書になってございます。95ページは、申請者以外に権利を持っている方がいらっしゃる場合に記入していただく同意書でございます。</p> <p>続きまして、96～97ページをご覧ください。申請地は、広瀬1丁目の1筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。申請地で何を作付しているか、どのような農業用施設があるか、誰が農業に従事しているかが記載されております。</p> <p>表の欄外、下のほうには、「現地確認の結果、記載内容に相違がなく、生産緑地法第2条第1号の規定による農地であると認めます。」との文言とともに、現地確認された委員の署名をいただいております。</p> <p>104ページは現地確認の際に撮影した写真でございます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。1件の申請について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明のありました案件は、下村委員が担当しておられますので、下村委員から補足説明があったらお願いいたします。</p>
委 員	<p>97ページの署名が、北畑委員になっとるんですが、本日欠席ですので、私のほうから説明させていただきます。</p> <p>■さんにつきましては、私ども誠和の組合員さんでして、前回は、条例で面積要件が5a以上、今回改正によりまして、3aに引き下げられまして、申請したということで。</p> <p>で、11月24日に現地調査を行っております。私ども現地調査を行った場所については、この申請書に記載いただいておりますので、間違いのないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それとね、今の■さんの中で、指定する農地が山林という地目になっておるのですけども、その件について、説明して。</p>
事務局	<p>後ほど、今都市計画課のほうに確認をさせていただきますので、後ほどご答弁させていただきます。申し訳ございません。</p>
議 長	<p>分かりました。地目山林になっているので、農地やなしに。田や畑やな</p>

	<p>しに。違うのきてるんで、山林に今度田や畑ということになるんで、その説明をね、しておいてもらわなあかんで、していただきます。だからそれをされたということにいたしまして、ほかに何か、委員の皆さんから、ご意見、ご質問等がありましたら、お受けします。</p>
委員	<p>地目もそうですが、ここ市街化区域ですか。そうでしたら絶対地目がこれ、おかしい。</p>
議長	<p>ここは市街化区域内です。</p>
委員	<p>ですね、市街化区域で。</p>
議長	<p>ほか、何かご質問ございませんか。 ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。それでは採決を行いたいと思っておりますけども、異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議がないものと認めまして、採決いたします。 それでは、北畑委員、下村委員が確認を行いました1件の申請について、生産緑地地区として適していると認めることに、賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員により、94ページから104ページまでの件については、適しているものと認めます。 それでは105ページ以降について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。 議案書の105ページをご覧ください。申請地は広瀬1丁目の3筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。 108ページの下でございますが、委員の署名をいただいております。署名がない理由につきまして、後ほど田中委員のほうからご説明をいただきたいと考えております。 なお、この審議について、結構個人情報とかが出てしまうかなと思うんですけども、なるべく公の会議ということで、個人情報のほうはお控えいただくのとともに、農地、地番を言ってしまうと、農地が特定されてしま</p>

	<p>うということで、非常にちょっと審議、もしかしたらしづらいかもしれないんですけども、今この、今回の案件については3筆あるかと思うんですが、この3筆について、上から①②③というような形で、なるべく農地が特定されないような形で、皆様ご発言のときには、ご注意くださいらなというふうに思います。これについては、先ほど申し上げたとおり、上から①②③の農地について、どうだこうだというような形のご発言をいただけたら非常に助かるなというふうに思っているところでございます。</p> <p>事務局のほうからの説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは担当委員の田中委員から、補足説明ありましたらお願いします。どうぞ。</p>
委 員	<p>ただいま事務局より説明があったとおりでありますが、少し補足させていただきます。</p> <p>11月24日に、私の担当の広瀬地区の現地調査を行っております。105ページから119ページに資料があるとおりでございますが、広瀬1丁目の3筆について、生産緑地申請がありましたが、過去に確定した隣接地の境界確定地内から、①②と③の間に、町管理の水路が存在する可能性が非常に高いと考えられます。しかしながら、現状は、水路となる可能性が高い箇所につきましての水田として、耕作がなされておりました、私有地との境界が不明確となっているため、水路用地よりJR側に存在する③を生産緑地地区指定することについて、疑問があるのではないかと考え、署名をいたしておりません。</p> <p>なお、境界については不明確ではありますが、③を除いた①②の計391㎡のみを指定し、水路側の境界については、今後③との間で調整することが農地として維持する上で望ましいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>分かりました。</p> <p>要するに田中委員が立会いされたけれども、①②③の中に水路があると。公共水路があると。その明示がはっきりしないという、そこを作付されてるということで、生産緑地にそこを指定するのはいかがなものかということで、署名をしなかったということですか。簡単に言うと。それでよろしいですか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>その辺に立って、皆さん方のほうから今の件、私が申し上げたことも含</p>

	<p>めまして、ご質問があったら、ご意見があったらお受けいたします。どうぞ。</p> <p>何かございませんか。分かりますよね、意味。1筆が公共地が入っている。</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結してよろしいですか。田中委員さんが言われておられる、委員が言われておられる1筆については、不明確であるということでございますので、それでは採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは異議ないものと認め、採決いたします。</p> <p>それでは3筆のあるうちの最初の2筆については、生産緑地地区として適していると認めると。最後の1筆、公共地が入ってくるものは適していないということを回答することに、賛成される方は挙手願います。</p>
委員	<p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員により、3筆のあるうちの最初の2筆については、生産緑地地区として適していると認め、最後の1筆については、適していないという回答をいたします。</p> <p>それでは129ページ以降について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、続きまして説明のほう、させていただきます。</p> <p>すいません。先ほど、地目山林でもいいのかというご意見あって、確認のほうをさせていただきました。都市計画課に確認をさせていただきましたところによりますと、生産緑地につきましては、地目がどうというよりは現況で判断をさせていただくということです。現況畑ということで、地目に限らず、現況で判断をさせていただくということから、ここが山林であっても問題ないと確認を取れております。以上です。</p> <p>すいません。そうしましたら引き続きまして、次の議案に移ります。129ページをお開きください。</p> <p>申請地は広瀬5丁目の1筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。132ページの下に委員の署名をいただいております。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明ありました案件については、審議に入ります前に、本件は、ここにおられる下村委員に携わる事案でありますことから、</p>

	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、下村委員は議事参与が制限されます。下村委員は、一時退席をお願いいたします。</p>
委員	<p>(下村委員退席)</p>
議長	<p>下村委員には一時退席していただきました。 ただいま事務局から説明のありました案件は、中村委員が担当しておりますので、中村委員から補足説明がありましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>これは、書いてあるとおりの広瀬5丁目の番地ですけど、11月24日に現地確認した結果、緑地にされても適していると思います。 以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは委員の皆さんから、ご意見、ご質問等がありましたら、お受けいたします。 特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。 それでは採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議ないものと認め、採決を行います。 それでは中村委員が現地確認を行った申請について、生産緑地地区として適していると認めることに賛成の方は、挙手を願います。</p>
委員	<p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。 挙手全員により、129ページから139ページまでの1件については、適しているものと認めます。 それでは、下村委員の議事参与制限を解除いたします。</p>
委員	<p>(下村委員着席)</p>
議長	<p>下村委員に報告いたします。退席いただきました案件は、生産緑地地区に適していると認められますので、ご承知願います。 それでは、ちょっと時間が経ったんで、コロナ対策の関係もありますんで、ここで一旦休憩して、空気の入替えをしていただきます。</p>

事務局	<p>そしたら5分程度ちょっと休憩をさせていただこうと思いますので、25分から再開させていただきたいと思います。ちょっと寒いですがけれども、換気のほうさせていただきたいと思いますので、すいませんがよろしくをお願いします。</p> <p>休憩</p>
事務局	<p>再開させていただきます。 そうしましたら、5分休憩を取らせていただきましたので。</p>
議長	<p>それでは再開いたします。 140ページ以降について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の140ページをお開きください。 申請地は広瀬3丁目の1筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。143ページの下に委員の署名をいただいております。 事務局からは以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました案件は、下村委員が担当しておられますので、下村委員から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
委員	<p>申請人につきましては、今、桜井さんのほうの農地も、ご存じのように宅地化されて、今、農業振興団体ですね。桜井さんでほとんどお世話になっとった朝市、現実にも供給量が変わってもうて、ほんでその申請人、ここの今回の申請地以外に、ほかにも畑やっておられまして、今一生懸命に頑張っておられる状況です。 それで、11月24日に現地調査を行いました。私ども現地調査の結果については、この申請書に記載のとおりでございますので、署名をさせていただきます。 以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは委員の皆さんから、ご意見、ご質問等がありましたら、お受けいたします。広瀬4丁目ですね。 どうぞ。</p>
委員	<p>この地権者というのは、私のおやじの弟さんの、親戚筋になるんですけど</p>

	も、おやじさんが死んだときに、一応納税猶予という形で申請されて、ほんで今度その生産緑地指定を利用されるということで、税金の関係というのはその辺はどういうふうになるんか。
議 長	おやじさんが死んで、納税があれ何年や。20年。20年やな。
委 員	20年。
議 長	20年。
委 員	だからまだ20年も経ってないと思うんやけど。
議 長	いや納税猶予の制度やで。今20年でしょ。
委 員	あ、そうそう。うん。
議 長	それが切れて、生産緑地やなしに、納税猶予受けててもできるかという話やな。
委 員	そう、そういう話。
議 長	ほな事務局、ちょっと、説明願います。 ちょっと税務課に聞かな分らんか。
事務局	そうですね。ちょっとまた。
議 長	ほんならきちっと調べてください。 ちょっと調べてもらいますわ。ダブってできるかということやな。
委 員	そういうことです。
議 長	採決採れへんわ。
委 員	採決採れへんから。
事務局	そうですね。すいません。申し訳ございません。ちょっとすぐ確認をさせていただきます。

議 長	<p>ちょっと待ってくださいよ。税務課に調べてもらいますから。 ほか何か。 何かほかの人で、そういうことでご存じやったら、お話しいただいたらいいと思うけど。あまりないケースやな、これは。</p>
委 員	<p>いや、相続のときにね、この土地の案件が出てけえへんかったら、今回と同じようなこともあるからね、そういう絡みでどうなのか気になって。</p>
議 長	<p>うん、いい質問やと思いますよ。そういうことをチェックしてもらわね。うっかりしてしまうからね。 ちなみに納税猶予というのは、相続するときに、相続税を払うのはかなわんと。そういう場合は、納税猶予を受けたら20年間、納税が免除されていくと、そういう制度があるんやけども、それを受けといてもうたら、生産緑地したらそれ30年間減税ですよ。固定資産税が。それはどういう関係になるんやという質問。</p>
事務局	<p>すいません、皆さんお待たせしました。申し訳ございませんでした。</p>
議 長	<p>お待たせしました。再開しますわ。</p>
事務局	<p>今確認をさせていただきまして、平成30年9月1日以前に納税猶予制度が適用されている方へは、既存の納税猶予適用農地については、引き続き全て自作する場合は、引き続き20年の継続免除となりますと、いうこととなりますので、基本的には生産緑地地区で指定を受けていただければ、引き続き納税猶予が適用されるというふうに考えております。 すいません。遅くなって申し訳ございませんでした。</p>
議 長	<p>今の人は逆やな。質問が。今納税猶予を受けてはる人が生産緑地を指定した場合を言うた。</p>
事務局	<p>納税猶予を今受けている。</p>
委 員	<p>今の回答はね、今の回答では、要は引き続き納税猶予で、するということですか。</p>
議 長	<p>そやから納税猶予を受けてるものを、生産緑地をまた受けられるかということやな。今のは反対や。生産緑地を受けて、納税猶予できるかという答えやからね</p>

委員	<p>いや、今現在納税猶予の範囲内で、要はやってるとするでしょ。で、そこに、要は生産緑地制度をぶつけた場合、納税猶予が外れるんか。そういうことですね。</p>
議長	<p>そやから今の回答はね、逆、反対やったんです。</p>
事務局	<p>少し説明がわかりにくかったかもしれませんが、今、その納税猶予を受けている方が、生産緑地を指定して、得た場合ということですね。ということは、引き続き納税猶予が受けた状態になるということで、ご理解いただけるかなど。その指定を、生産緑地の指定を受けて、納税猶予が外れちゃうってということにはならないってということですね。</p>
委員	<p>それならば、両方こう、なっているわけ。例えば納税猶予を外して、生産緑地制度に移行するという形やったら、話は分かるんやけど。今の回答では2つ並んで、同時進行しているという意味ですか。</p>
事務局	<p>相続税の納税が猶予っていうのは、そのままいきていて、それで生産緑地にしたら、相続税は猶予やけど、税金はかかっていますよね。だからそれが生産緑地の、その税金になるっていうことです。だから並行して大丈夫です。</p>
事務局	<p>ですから税の項目がね、申し訳ございません。説明不足でした。 相続税と固定資産税っていう税の項目がそもそも違ってしまして、相続税っていうのは、相続した時点で税を納めなければいけない国税になるのです。それについては、納税猶予が受けられるということは、引き続きそれは猶予されているという状況ですけれども、生産緑地地区指定を受けることによって、今まで払っていた固定資産税の額が、減るということですね。だからそこは、別物の項目やというふうにご理解いただけたらいいかなと思います。すいません。僕が、説明不足でした。申し訳ございませんでした。</p>
議長	<p>よろしいですか。大体分かりました。 ほかに質問、ございませんか。 それでは発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。 採決を行いたいと思いますけども、ご異議ございませんか。 異議なし。</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、採決いたします。</p> <p>それでは140ページから152ページまでの1件の申請について、生産緑地地区として適していると認めることに、賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員でございますので、140ページから152ページまでの1件については、適しているものと認めます。</p> <p>それでは153ページ以降について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは153ページをお開きください。</p> <p>申請地は東大寺2丁目の1筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。</p> <p>156ページの下でございますが、委員の署名をいただいております。署名がされていない理由につきまして、井上委員に後ほどご説明のほうをお願いしたいと思います。</p> <p>事務局からのご説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは担当の井上委員から、補足説明をお願いいたします。</p>
委 員	<p>この土地は、町のファミリー農園ではなくて、その土地の近所の方々に随意貸されてる土地なんですね。その申請者の方は、全くそれには関わっておられないので、緑地指定として判断するには問題があると思ひまして、署名しておりません。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>そうですね。本人が耕作してないっていうことやね。</p> <p>それでは委員の皆さんから、ただいまの件について、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>申請者が農業をしてないということの補足でした。ございませんか。</p> <p>■委員。</p>
委 員	<p>今、ファミリー農園ではなくて、近所の方に貸してらるっておっしゃったんですけど、町のファミリー農園に登録していたら、それは生産緑地と認められるっていうことなんですか。</p>
議 長	<p>事務局。事務局、ちょっと今の。</p>

事務局	<p>町のファミリー農園であれば、今回の指定が受けられたのかというご質問かと思いますが、この貸農園に関しては、ここにも井上委員からもあったとおり、主たる従事者が明確かどうかというところで判断をさせていただいております、ちょっと貸しっぱなしであったりというような形の農園に関しては、その主たる従事者が特定できないということで、生産緑地指定については難しいというふうに、ちょっと都市計画課のほうからは確認はしております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>よろしいですか。従事者が、主にね、農業をやるということが前提になってます、生産緑地の場合。</p>
事務局	<p>すいません。ちょっと補足なんですけども、逆に、町のあっせんするファミリー農園であってもそうでなくても、所有者がきちんとファミリー農園の利用者に対して、指導であるとか、きちんと農園管理を行っているようなファミリー農園であれば、農業委員会の手続で、きちんと所有者が管理をしているというので認められれば、逆にその生産緑地になるということなんですけども、今回はそれに当たらなかったということでございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかに何か、ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。</p> <p>それでは、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議ないものと認め、採決を行います。</p> <p>153ページから165ページまでの1件につきまして、申請に適していないと回答することといたします。</p> <p>それについて賛成の方は、挙手願います。</p>
委員	<p>認めないということ</p>
議長	<p>よろしいですか。認めないということ。</p>
委員	<p>(賛成者挙手)</p>

議 長	<p>挙手全員により、153ページから165ページまでの1件の申請については、適していないと回答することといたします。</p> <p>それでは166ページ以降について、事務局から説明を願います。</p>
事務局	<p>それでは、166ページをお開きください。</p> <p>申請地は山崎1丁目の3筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。</p> <p>169ページの下段でございますが、委員の署名をいただいております。署名がなされない理由につきましては、木村委員に後ほどご説明をしていただきたいと思います。</p> <p>すいません。168ページをお開きいただき、これも3筆に分かれております。すいません、168で、ちょっと下になるか。すいません、169か168をちょっとご覧いただけたらと思うんですけども、これについても3筆に分かれておまして、すいません。個人情報であったり農地の特定につながるということで、上から①の農地とか、②の農地とかいうような形で、ご説明のときにちょっとご留意いただけたらなというふうに思います。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました案件は、山崎の木村委員が担当でございますので、木村委員から補足説明ありましたら、お願いいたします。</p>
委 員	<p>それでは169ページの3筆でございますので、上からA、B、Cとさせていただきます。</p> <p>それから177ページ、178ページ、ちょっと写真がありますので、こういう状態ですのでまた検討してください。</p> <p>それでは、サインしなかった理由について、写真でご覧のとおり、AとB、Cの間に住宅がある。で、Aは1筆だけでも■■■■㎡。BとCは、両方足して100ないんですね。94㎡。一応農地としては、当然やっぱり100㎡はいるのではないかと考えてみると、BとCは生産緑地の指定はちょっとできないということで、しておりません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。要するにAは面積が300㎡以上あるわけ。</p>
委 員	<p>■■■■。</p>

議 長	<p>BとCが一团ではないという感じやね。</p> <p>それでは委員の皆さんから、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。</p> <p>Aについては、要件の300㎡は満たしていると。B、Cについては満たしてないと。隣接しとつたらまだ別やねんけども、離れてる。一团になってない。ということで、指定できないということですけども、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>これB、Cね、これはちょっと何か庭みたいなの、農地というよりは、写真がちょっと分からないけども。</p>
委 員	<p>柿を植えたり栗を植えたりというような状況ですね。</p>
議 長	<p>ちよつとこの辺も、ちよつとあれやね。</p> <p>それでは特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。</p> <p>それでは採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議ないものと認めまして、採決いたします。</p> <p>それでは木村委員が現地確認を行った3筆のうち、最初の1筆について、生産緑地地区として適していると認めることとし、残り2筆については適していないという回答をすることに、賛成する方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員により、3筆のうち最初の1筆について、Aですね。適しているものと認め、残りB、Cは適していないという回答をすることいたします。</p> <p>それでは181ページ以降について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは181ページをお開きください。申請地は東大寺4丁目の3筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。</p> <p>184ページの下でございますが、委員の署名はいただいております。署名がされていない理由につきましては、井上委員のほうから、後ほどご説明のほうをしていただきたいと思いますというふうに思います。</p>

	<p>これも同じく、3筆に分かれておりますので、先ほどの上からA、B、Cであったり、①②③というような形で、ご説明のほうをお願いしたいなというふうに思っております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明のありました案件は、井上委員が担当しておりますので、井上委員から補足説明をお願いいたします。</p>
委 員	<p>①②③とございまして、③は、タケノコとなっておりますけども、現実には、現在駐車場になっておりますので、転用の届出の提出を指導する必要があつて、今回生産緑地指定することについても、問題があると思いませんので、署名しておりません。</p> <p>①②については、何ら問題がありませんので、問題がないと考えております。①②はね。</p>
議 長	<p>以上ですか。</p>
委 員	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>農地①②は農地であるけども、③は農地でないと。違うんかな。</p>
委 員	<p>農地ですけども、駐車場になってる、現実には。</p>
議 長	<p>これ農地転用してへんのやな。</p>
委 員	<p>していません。それで駐車場やったらあかんよ。</p>
議 長	<p>農地転用してないんか。</p>
事務局	<p>前ありました。</p>
議 長	<p>これ一遍、去年見たんかな。</p>
委 員	<p>去年も出てましたね。</p>
議 長	<p>そういうこととありますが、①②は農地になるけども、③は駐車場ということで、地目は畑か農地になってるんですけども、実際は、現況は駐</p>

	<p>車場になっているような。これまた別途の担当で処理してもらわなあかなあ。</p> <p>委員の皆さんから何かご質問、ご意見ございませんか。</p>
委 員	写真。
委 員	あるある。
議 長	何ページですか。
委 員	192ページ。
議 長	この小屋のどこか。
委 員	公図がないと分かれへん。
議 長	<p>左の上は駐車場と書かれてあります。小屋があるところ。</p> <p>何か質問ございませんか。</p> <p>どうぞ。</p>
委 員	<p>これ面積からしてね、これ4丁目の1筆、これは■■■■㎡あるのですから、これはまあ認めてもいいとしても、後の2筆、この面数で言うのもひとつ難しいような感じで、この1筆だけを生産緑地として認めるわけにはいきませんか。</p>
事務局	<p>これは、この3筆まとめて一団の農地という形で、申請が挙がってきてるものでして、これら3筆を合わせて300㎡は超えているというような認識なんですけれども、そのうち1番になるんですかね。駐車場用地として、今なってる分に関しては、今回生産緑地の指定は難しいだろうという意味のご意見やったというふうに思います。</p>
議 長	<p>よろしいですか。3番目が駐車場ということやと。そこは、生産緑地として認められない、農地でない。</p> <p>そしたら特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。</p> <p>それでは採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	異議なし。

議 長	<p>ご異議ないものと認め、採決いたします。</p> <p>それでは井上委員が現地確認をおこなった3筆のうち、最初の2筆、1、2やね。については、生産緑地として適していると認めることといたしまして、残りの1筆。3ですね。適正でないと回答することについて、賛成される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員。</p> <p>最初の2筆については、適するものと認め、残り1筆については、適してないものと回答することといたします。</p> <p>それでは、93ページに戻っていただきたいと思います。</p> <p>島本町から農業委員会の意見を回答するよう、求められておりますので、回答文書の内容について、審議を進めていきます。</p> <p>まず事務局が案を用意しておりますので、事務局からお配りしたいと思います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>異議がないようでございますので、事務局は案を、配付してください。配られましたね。</p> <p>それでは事務局、案について、事務局から説明をしていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、お配りいたしました事務局案をご覧ください。</p> <p>「島本町生産緑地地区指定について(回答)」という題名で、島本町農業委員会会長名で、島本町都市創造部長宛てに回答するという形になっております。それでは本文のほうを読み上げさせていただきます。</p> <p>令和2年11月4日付島都計第716号にて、依頼のありました標記の件について。別紙1-(1)のとおり、6件の地区を都市計画に生産緑地地区として定めることについて、適していると認めます。</p> <p>なお、申請のあったもののうち、別紙1-(2)のとおり、生産緑地地区指定の要件を満たさない可能性があるものが5筆ありました。</p> <p>という形で、ちょっと1枚めくっていただきますと、上段のほうに、別紙1-(1)ということで、番号と所有者並びに地番、面積というふうに書かしていただいております。</p> <p>下段に別紙1-(2)ということで、今回疑義があるということで、適していないと皆様にご判断をしていただいた農地について、以下のとおり5筆書かしていただいているというものでございます。</p> <p>以上が事務局案の内容でございます。ご審議のほど、よろしく願います。</p>

議 長	<p>たします。</p> <p>それでは意見書の内容について、皆さん方のほうからご意見、ご質問等がございましたらお受けします。ございませんか。</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。</p> <p>それでは採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、採決いたします。</p> <p>それでは島本町生産緑地地区指定について、事務局案のとおり回答を提出することを承認される方は、挙手願います。</p>
委 員	<p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員により、事務局案のとおり回答・提出することといたします。</p> <p>それでは次の審議案件に入ります。島本町農業経営基盤強化促進法、基本構想に基づく農用地利用集積計画について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>ちょっと審議が長くなっておりますけれども、続けさせていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、194ページをお開きください。農地の権利移動の規制については、「農地法第3条に基づく許可を受ける場合」と、農業経営強化促進法に基づく「農用地利用集積計画による場合」の2つの系統がございます。</p> <p>今回、平成28年9月に、農用地利用集積計画の決定をされている農地について、期限満了による更新申請が提出されましたことから、本農業委員会において再度更新の決定をいただくものがございますが、令和2年4月1日より農業経営基盤強化促進法等の改正が、法令でなされたことから、現在の農地利用集積円滑化団体が行っている農地利用集積円滑化事業が廃止され、農地中間管理機構が行っている農地中間管理事業に統合されることになっております。</p> <p>よって、今後、農地に利用権設定をする場合は、借り手との交渉を行い、相対契約を締結する方法と、中間管理機構に貸付申出をする方法の2通りとなります。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、3年程度の短期間を希望であることから、長期間の利用権設定を前提している中間管理機構の貸付申出には適さないため、①相対契約を締結する方法にて更新を行うものでございま</p>

	<p>す。</p> <p>196ページをお開きください。196ページが、貸し手用の申請書となっております。</p> <p>続いて197ページが、借り手用の申請となっております。</p> <p>この計画の要件につきましては、農業経営基盤強化促進基本構想に適合すること、利用権の設定等を受ける者の要件として、農用地の全てを効率的に利用して耕作していること。また農作業に常時従事していること。3番として、利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意を得られていること。これらの要件が必要となります。</p> <p>これらは基本的には農地法第3条の許可要件と同じとなっており、確認しましたところ、不備はないものと認識しておりますことから、農用地利用集積計画を198・199ページのとおり定めましたので、この農業委員会において、決定いただくものでございます。</p> <p>なお、申請された貸付期間は3年で、今回の計画では令和3年1月1日から令和5年12月31日までとなっております</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました案件は、高浜地区の好本委員の担当でございますので、好本委員から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
委 員	<p>これは以前から耕作されておられたところで、今回更新ということですので、私としては特に意見するところはないと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。今までしていたということで、更新ということですね、これ何年。5年か。</p> <p>ほか何かございませんか。借り手の人は何年もこれをやっておられて、立派に農業をやっておられます。</p> <p>その他、質疑はございませんか。</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。</p> <p>それでは採決を行いたいと思いますが、この農用地利用集積計画について、ご異議ございませんでしょうか。採決することについて。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議ないものと認め、採決をいたします。</p> <p>この集積計画に基づいて、農地利用計画を実施することについて、賛成</p>

委員	<p>の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。挙手全員ということで、決定いたします。</p> <p>以上で本日の議案が終了いたしましたので、委員の皆さんから、その他ございませんでしょうか。ございませんか。</p> <p>事務局からありましたら、お願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局から、2点ございます。</p> <p>1つ目は、平成29年6月に生産緑地法が改正されたことにより、生産緑地地区内に農家レストランが設置可能となっているが、その設置は土地所有者以外でも可能かということで、以前の農業委員会のほうでも質問があつて、ちょっとお答えができなかったという件がございました。</p> <p>それについて、確認をさせていただきまして、回答のほう、させていただきます。</p> <p>設置者は主たる農業従事者となっておりますので、土地所有者以外でも設置は可能であるというふうな確認をさせていただいております。しかしながら、建設面積を除く残りの農地面積が500㎡以上であるとか、建築敷地は全体面積の20%以下にしないといけないとか、使用する主な食材は、農家レストランの建つ生産緑地で収穫された野菜などでないといけないというような、細かな条件はあるものですね、地権者以外でもしかる農業従事者であれば、そこにレストランを設置することはできるというような確認をさせていただいております。</p> <p>2つ目は、今日お手元にお配りをさせていただいております、新聞のコピーで、ちょっとお配りできたらよかったですけれども、ちょっと著作権の関係で、その概要を、ピックアップさせていただいた書類を出させていたいただいているのですけれども、これ産経新聞に載っております摂津市の農地に、産業廃棄物がここ数年来捨てられて、非常に困った問題になっていたということで、今回犯人ということで、廃棄物を廃棄していた人物が、捕まったというような事案が、新聞に載っておったわけでございます。</p> <p>大西会長からも、こういう問題というのが近隣でも起こっているということで、島本町も、しっかり農地のほうを確認、パトロール等を日常からしていただいで、こういうことがないように、農地の保全に努めていかないといけないなというご指摘を受けましたので、今回お配りをさせていただいた次第でございます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>

議 長

ただいま事務局から2件の説明がありました案件について、委員の皆さんのほうから何かご質問がございましたらお願いいたします。

2つ目のこういう産廃の問題は、大阪府農業会議の中で、大きく問題とされました。摂津市農業委員会もたびたびその業者さんのほうにお話をされてたんですけども、なかなか進まないということで、こういうことになったということでございますので、皆さん方日常、どっか通られて、田んぼが造成されてると。物を置いてあるとかいった場合、事務局のほうへ電話で聞いて、ちゃんと届出が出てるか、そういったことをですね。確認をしていただければ、こういう問題が発生するのを事前に、そういうことができるようになると思いますので。

知らん方もおられますんでね、農地にこういうことしたらあかんとか。はい、どうぞ。

委 員

これ、他人の持ってないところやなく、自分の土地のところに、ほっとも駄目いうことなんやね。

事務局

そうですね。基本的には農地として、きっちり管理をしていただくということで、自分の農地であったとしても、そこに何か産廃を捨てて、置いておいたり資材置き場みたいな形での利用っていうのは、基本的には好ましくないものだというふうに考えております。

議 長

よろしいですか。自分の土地であっても、農地以外の利用目的は、それは届出せな、できないですね。地目を変えるなりして。一時転用しなあかん。

委 員

それはもう農地やからね。宅地じゃなしに農地ね。その場合は、それも同じ。

議 長

全く同じ扱いですね。農地である限りは、農地以外に使う場合は、届出をせなあかん。一時転用して使うなりしなくては使えない。農産物を植えるということですね。

よろしいですか。ほんならこの件についても、終結いたします。

以上で本日の議案が終了いたしましたので、委員の皆さんからその他何かございませんでしょうか。

それではないようでございますので、ここで議長を解任させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

事務局	<p>大西会長、ありがとうございました。</p> <p>本日はこれで、農業委員会を終了させていただきたいと思います。</p> <p>今回いろいろ不手際がありまして、回答が遅れましたりしたことを、おわび申し上げます。</p> <p>それでは第2回島本町農業委員会を閉会させていただきます。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。</p>
-----	--

